

【第五回】

福祉的就労についての一考察

我が国には 4000 を超える障害者の就労支援のための施設が存在する。その中で、自立や就労を目指して様々な作業、活動が行われている。そこで働く人々は様々だが、障害者自立支援法が定める就労支援事業の大部分を占める「就労継続 B 型」の平均工賃は、平成 21 年度では 13087 円となっている。この金額についてとらえ方は様々だが、労働法規や所得保障の点から考慮すれば異常な低賃金であることは明白である。工賃倍増計画など、福祉分野の就労における工賃について引き上げる施策はあるが、倍増くらいでは年金を合わせても満足な生活ができるとはとても言えない。

福祉的就労という言葉がある。一般的に企業への就労が困難と思われる障害者が介護や作業のサポートを受けつつ施設などで働いていく形をさす言葉として使われている。人は誰しも、働く権利を有している。そういった中で、その人に合った働く形を選択していくことは必要なことである。その選択肢の一つとしての「福祉的就労」を必ずしも否定するものではない。しかし、前述の通りその環境や賃金は、ほかの選択肢に比べはるかに劣悪であり、それ故消極的な選択といわざるをえない。

そもそも福祉的就労とはどのような概念なのだろうか。その場で働いている障害者にとっては福祉の補助を得て働くことが成立するとしても、就労というのであれば労働法規上の課題をクリアしなければ、それはあくまで日中の活動に過ぎないと考えられる。また、一般就労に向けての訓練であれば、利用する障害者も訓練を提供する事業所もその旨を明確にして、それに相応しい場としての取り組みを準備しなければならない。

結局、福祉的就労とは、サービス提供側にとって都合のよい言葉なのではないだろうか。福祉という言葉而就労と組み合わせることで、生産性や利益など働くうえで必須な要素をぼかしている。制度によりかかり市場でのリスクを負うことなく事業として成り立つ構造上の問題だけでなく、就労支援に携わる者自身の意識の欠如が、福祉的就労という言葉に表れているのではないだろうか。

最後に、はたらくことは社会と関わっていくことである。すべての人が共に生きる社会を実現していくためのもっとも有効な手段の一つであると感じている。福祉的就労と言う曖昧で、ともすれば支援者にとって心地の良い言葉の響きに依存していると、共に生きる社会の実現という目的から離れて行ってしまわないだろうか。都合の良い言葉に甘えず、地域社会に向き合って、「はたらく」という事をより深く考えていきたい。